

阿寒国立公園

オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画

平成29年3月31日

環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

阿寒国立公園オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成29年4月1日から目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

オンネトー湯の滝は雌阿寒岳と阿寒富士の西麓のアカエゾマツ林内に位置し、斜面から湧出した温泉水が高さ20数メートルの2条の滝となり、地熱と温泉成分に起因する特異な植生景観と相まって阿寒国立公園を代表する景勝地となっている。湯の滝で湧出する温泉水にはマンガンイオンが含まれており、湧出部や斜面等には光合成によって酸素を放出するシアノバクテリア等の微細な藻類やマンガンイオンを酸化させ二酸化マンガンとして沈殿させるマンガン酸化細菌等の微生物が生息している。このような微生物の作用により、湯の滝では数千年前より、二酸化マンガンの沈殿が始まり、現在もマンガン鉱物の堆積層の成長を見ることができ、年間1トン以上もの沈殿物が沈着するとされている。このように、現在も進行中で、かつ数千年の時間スケールと大きな空間的規模のマンガン鉱物生成の場は、地上では世界的にも他に例を見ないものとして、平成12年に国指定天然記念物に指定されている。

このような貴重な現象は、湯溜まりの水温が高いため藻類を採食する魚類が生息できないことにより維持されてきたものであるが、昭和60年代頃に人為的にナイルティラピアが放たれ、その後もグッピー等の小型の熱帯性外来魚が放された。これらの外来魚はマンガン鉱物生成に重要な藻類等を採食し、左滝の下の池では藻類がほとんど見られなくなり、その生成現象や生態系、景観に大きな影響を及ぼしていた。

本事業計画の当初計画期間（平成25年3月12日～平成29年3月31日）において、温泉水の抜き取りや冷水の引込み等による外来魚の駆除を行ってきた結果、外来魚に採食されていた藻類の繁茂状況も回復傾向にあることから、外来魚の完全駆除に向けた取組は着実に進行している。しかし、グッピー等の小型の外来魚は、底泥内等に入り込み、駆除から逃れた個体が存在している可能性は否定できない。

このため、本事業計画では、当初計画に引き続き、温泉水の抜き取りや冷水の引込み、その後の一定期間の監視（モニタリング）等を行い、外来魚の完全駆除を達成することにより、オンネトー湯の滝地区の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

阿寒国立公園 オンネトー湯の滝地区（湯の滝及びその流域並びにそれらの周辺。別紙区域図のとおり。）

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

オンネトー湯の滝の生態系を特徴づけるマンガン鉱物生成現象に必要な藻類及び細菌類等の微生物の生育及び生息状況、並びに、攪乱要因である外来魚の生息の有無等を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

①藻類及び細菌類等の微生物の生育及び生息状況の把握

藻類の生育面積、細菌類等の生息密度等を調査することにより、外来魚がマンガン鉱物生成現象、藻類及び細菌類等の微生物の生育及び生息状況に及ぼす影響を把握する。

②外来魚の生息状況の把握及び監視

外来魚の生息の有無等を定期的に調査するとともに、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

外来魚の生息が確認された場合には、漁網等、湯溜まりにおける温泉水の抜き取りや冷水の引き込み等により外来魚の駆除を実施する。

(3) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、外来魚による被害状況、駆除等の対策の必要性、本事業の実施状況、新たな生物の放出防止等について、インターネット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(4) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

専門家による科学的助言を受け、事業を適正に評価するためのモニタリング手法の確立等を行う。

(1)、(2)及び(4)の事業の実施に当たっては、公園利用者等の安全及び快適性の確保に努め、マンガン鉱物生成現象及び周囲の植生や他の動物、その他風致景観への影響の最小化に留意する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

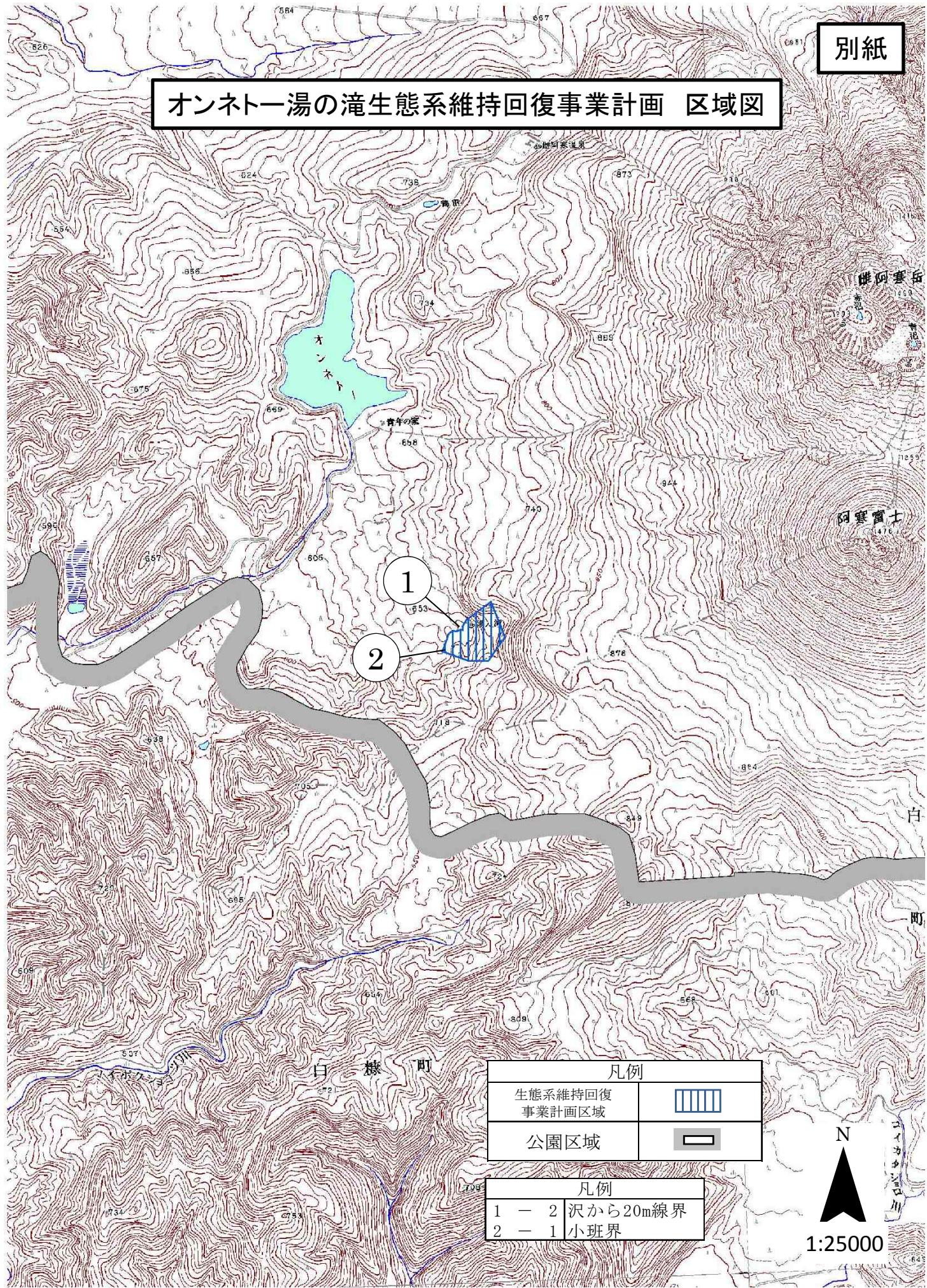
本事業計画については、内容、効果等の総括的な検証及び評価を行い、5年を目途に見直しを行うこととする。併せて専門的知識を有する者に対して、本事業における監視（モニタリング）、駆除等の実施結果について情報を提供し、事業の実施状況に係る評価、助言を受け隨時事業へ反映する。

(2) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は、本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携し及び協力して必要な事業を実施するものとする。

別紙

オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画 区域図



別紙

オンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画 区域図副図

